

## 転出証明書の誤交付について

稲毛区役所市民総合窓口課では、本年6月19日（金）に転出証明書を市民あてに発行した際、誤交付があったことが判明しましたので、お知らせします。

### 1 事案の概要

本年6月19日（金）に、稲毛区役所市民総合窓口課において、転出証明書を市民Bに交付する際に、誤って違う市民Aの転出証明書を交付したものの。

### 2 判明の経緯

6月26日（金）に、新住所地で転入手続きをしようとした市民Bから、転出証明書が市民Aのものであると電話連絡が入った。

6月19日（金）に受理した転出届による転出証明書の発行履歴を確認した結果、誤交付があったことが判明した。

### 3 誤交付した転出証明書の内容及び件数

稲毛区に住所を有した市民Aの転出証明書1件。

記載事項は、氏名、新住所及び世帯主、旧住所及び世帯主、続柄、本籍、筆頭者、生年月日、性別、個人番号、住民票コード、国民年金番号及び得喪年月日、千葉市に住所を定めた年月日。

### 4 原因

転出証明書を出力する際、転出届の対象者と同一であるかの確認をせずに転出証明書を出力し、また交付時においても、確認が徹底できていなかったことによるもの。

### 5 被害者への対応

誤交付が判明した後、市民Bに謝罪し正しい転出証明書を送付するとともに、7月1日（水）に市民B宅へ伺い誤交付した市民Aの転出証明書を回収した。また、7月2日（木）に市民Aへ電話で状況を説明し、謝罪した。

### 6 再発防止の取り組み

このような事態が再び発生することのないよう、転出証明書を出力する際の該当者検索方法の統一や、出力した証明書のチェック体制の見直し、交付時に届出人にも書類を確認してもらうなど、転出証明書の出力から交付するまでの手順の改善を図り、ダブルチェックの徹底と、交付時において届出者への確認を必ず実施することとした。